

**関東信越税理士会
熊谷支部 8 月例会次第**

日時 令和 5 年 8 月 9 日(水)
午後 4 時 0 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 6 月 1 6 日(金)	執行部・総務部・福祉共済部会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 6 月 1 6 日(金)	例会・総会提出議案説明	於	ホテルガーデンパレス
(3) 6 月 1 6 日(金)	関係機関との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(4) 6 月 1 6 日(金)	第 4 3 回熊谷支部定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(5) 6 月 2 1 日(水)	熊谷間税会定期総会	於	ホテルパークウィング
(6) 6 月 2 1 日(水)	大里地域税政協議会定期総会	於	ホテルパークウィング
(7) 6 月 2 3 日(金)	関東信越税理士会第 7 2 回定期総会	於	パレスホテル大宮
(8) 6 月 2 5 日(日)	野崎千秋会員ご母堂様 告別式	於	メモリアルトネ
(9) 6 月 3 0 ・ 7 月 1	竹村宗一会員 通夜・告別式	於	セレモニーホール ゆうえん
(10) 7 月 1 2 ・ 1 3	森 いづみ会員 御母堂様通夜・告別式	於	メモリアル彩雲 第一式場
(11) 7 月 1 9 日(水)	関東信越税理士会埼玉県支部連合会第 7 1 回定期総会	於	パレスホテル大宮
(12) 8 月 1 日(火)	大里地域税政協議会懇親会	於	ホテルパークウィング
(13) 8 月 4 日(金)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(14) 8 月 4 日(金)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷税務署

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 研修会
日時 8 月 9 日(水)午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 5 0 分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「令和 5 年度税制改正」
講師 本庄支部 松本純一先生
- (2) 例会・関係機関との協議会
日時 8 月 9 日(水)午後 4 時 0 0 分～5 時 0 0 分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 納涼会
日時 8 月 9 日(水)午後 5 時 1 0 分～7 時 0 0 分
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 西部地区委員会
日時 8 月 1 8 日(金)午後 6 時 0 0 分～
場所 大衆割烹 伍
- (5) 南部地区委員会
日時 8 月 1 8 日(金)午後 5 時 3 0 分～
場所 旬彩ダイニング浪漫
- (6) 深谷地区委員会
日時 8 月 2 3 日(水)午後 6 時 0 0 分～
場所 いろはのゐ
- (7) 中央地区委員会
日時 8 月 2 5 日(金)午後 6 時 0 0 分～
場所 いづみ寿司
- (8) 東部地区委員会
日時 8 月 2 5 日(金)午後 6 時 0 0 分～
場所 徳樹庵 熊谷銀座店
- (9) 北部地区委員会
日時 8 月 2 5 日(金)午後 6 時 0 0 分～
場所 満る岡

(10)大里地区委員会

日時 8月31日(木)午後6時00分～

場所 葵寿司

(11)正副支部長・地域長会議

日時 9月 1日(金)午後2時30分～

場所 支部事務局

(12)熊谷税務署との協議会

日時 9月 1日(金)午後3時45分～

場所 熊谷税務署

(13)熊谷法人会 三者懇談会

日時 9月 6日(水)午後0時30分～2時15分

場所 ホテルガーデンパレス

(14)第38回全税共県北地域業務推進協議会

日時 9月 8日(金)午後4時30分～7時00分

場所 ホテルガーデンパレス

(15)1日研修

日時 9月12日(火)

場所 富岡製糸場、群馬サファリパーク他

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 本塚雄一郎会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《新規入会》

鈴木信司 (令和5年7月26日新規登録) 税務支援対策部

〒366-0042 深谷市東方町2-25-7 寺山智久税理士事務所

TEL048-571-2231

《事務所名変更》

清水 武税理士事務所→清水茂昭税理士事務所(所属税理士から開業税理士)

《退会》

曾根邦夫(令和5年6月26日業務廃止)

石澤利一(令和5年6月30日業務廃止)

熊谷支部 会員数164名

6. 次回例会予定

日時 9月6日(水) 午前9時30分～10時30分 関係機関との協議会・例会

場所 ホテルガーデンパレス バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 9月6日(水) 午前10時45分～午後0時15分 研修会

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「電子帳簿保存法」

講師 浦和支部 望月 茂先生

単位 2単位

8. その他

支部事務局のお盆休みは8/14・15になります。

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和5年8月現在)

10月例会	10月 6日(金)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(水)	午前10時30分～
12月例会	12月13日(水)	午後 2時00分～
1月例会	1月10日(水)	午前 9時30分～
2月例会	2月 7日(水)	午前10時30分～
3月例会	3月27日(水)	午後 2時00分～

日時 令和5年8月9日
16時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税務署職員の担当について

(総務課)

別添1「令和5事務年度 熊谷署職員名簿」参照

表中の◎は総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官、
○は課長補佐・連絡調整官・総括上席を表しております。

- (2) 関東信越国税局管内における主な広域運営について (総務課)
別添2「令和5事務年度における広域運営等対象署一覧表」参照

今事務年度の関東信越国税局管内における広域運営対象署の一覧です。

熊谷署の右側各欄に記載されておりますのが、広域運営を担当する署となり、それぞれの担当者は、熊谷署に併任発令され、熊谷署の職員として調査等にお伺いしますので、ご承知おきください。

- (3) 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告について (管理運営部門)

- ・ 申告書の発送日 令和5年7月28日(金)
- ・ 申告期限及び納期限 令和5年8月31日(木)
- ・ 口座振替日 令和5年9月27日(水)

中間申告書の発送日、申告期限等は上記のとおりです。

現金納付の方は、8月31日(木)までに納付いただくようご指導願います。

振替納税をご利用の方は、9月27日(水)にご指定の口座から引き落としさせていただきますので、前日までに残高の確認をしていただくようご指導願います。

- (4) 納税者への納付指導の協力要請について (徴収部門)

日頃から、期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導の実施について御協力をいただいております。誠にありがとうございます。

例年お願いしているところですが、会員の皆様による関与先への納付指導を行う際に、より具体的な納付指導が行えるように、次のとおり指導項目のチェック表や納税者へ交付するチラシ等を整備しておりますので、これらを活用した納付指導を行っていただきますようお願いいたします。

【別添資料】

- 別添3 「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」
- 別添4 「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」
- 別添5 「中間申告分の納付は期限内に！」
- 別添6 「納付指導・相談チェック表」
- 別添7 「予納制度を利用した納税のご案内」

【国税庁ホームページにおけるチラシ等掲載場所】

国税庁ホームページ>分野別メニュー>利用者別情報>税理士に関する情報>税理士関係法令等 Q&A
>滞納の未然防止関係様式等

- (5) 令和5年7月以降の猶予制度の取扱いについて (徴収部門)

別添8「猶予の申請手続に関するお知らせ」参照

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な納税者からの猶予申請について、

手続を簡略化する対応を行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことから、令和5年7月以降の猶予申請につきましては、従前と同様の取扱いとすることとなりました。

- (6) 「未納国税の納付について（圧着はがき）」の発送について (徴収部門)
- 国税等を滞納している納税者に対して、年2回「未納国税の納付について（圧着はがき）」をお送りしているところですが、次の日程で発送していますので、会員皆様の関与先に届かれた場合には、早期に納付するように納付指導をお願いいたします。

発送日 令和5年8月4日（金）

- (7) インボイス制度説明会及び登録要否相談会の開催日程について (個人課税部門)
- 免税事業者向けのインボイス制度説明会及び発行事業者に登録するか否かを検討されている事業者の方を対象とした登録要否相談会を次の日程で開催しております。
- 関与先の取引先などに説明を行う際にご活用ください。
- なお、当該制度説明会は、関東信越国税局管内の全署で開催しております。
- 詳細につきましては、関東信越国税局HPをご覧ください。

開催日時		開催場所		説明会等の名称等	留意事項	連絡先
年月日	時間	住所・建物名等	定員			
R5.8.22	【1回目】 10:00～11:30 【2回目】 14:00～15:30	熊谷市仲町41番地 熊谷税務署 別館2階会議室	20名	インボイス制度説明会 1回目(10:00～11:00) 2回目(14:00～15:00) 登録要否相談会 1回目(11:00～11:30) 2回目(15:00～15:30)	【要事前申込】 8月18日(金)17時までにお電話 でご予約願います。 駐車場に限りがありますので、公 共交通機関の利用など車での来 場はご遠慮ください。	熊谷税務署 総務課 (048-521-2905(代表))
R5.9.14	【1回目】 10:00～11:30 【2回目】 14:00～15:30	熊谷市仲町41番地 熊谷税務署 別館2階会議室	20名	インボイス制度説明会 1回目(10:00～11:00) 2回目(14:00～15:00) 登録要否相談会 1回目(11:00～11:30) 2回目(15:00～15:30)	【要事前申込】 9月12日(火)17時までにお電話 でご予約願います。 駐車場に限りがありますので、公 共交通機関の利用など車での来 場はご遠慮ください。	熊谷税務署 総務課 (048-521-2905(代表))

登録通知時期の目安(国税庁HP掲載:令和5年7月)

登録通知時期の目安(登録通知が届くまでの標準的な時期を示しており、通知時期を保証するものではありません。)

提出時期	登録通知までの目安	
	e-Tax提出分	書面提出分
4月1日～4月15日	5月下旬	7月中旬
4月16日～4月30日	6月上旬	8月上旬
5月1日～5月15日	6月中旬	8月中旬
5月16日～5月31日	6月下旬	8月下旬
6月1日～6月15日	7月上旬	9月上旬
6月16日～6月30日	7月下旬	9月下旬
7月1日～7月15日	8月上旬	10月上旬

- (注) 1 6月30日現在の申請・登録状況を基に推計しておりますので、今後変更となる場合があります。
- 2 ご提出いただいた登録申請書に記載誤り等がある場合は、内容の確認などが必要となるため、上記の期間よりお時間をいただく場合があります。

(8) 相続税 e-Tax に関する周知について

(資産課税部門)

国税当局においては、あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

相続税 e-Tax を普及・拡大していくためには、税理士の皆様に積極にご利用いただくことが重要であることから、相続税 e-Tax のポイント等を改めて整理し、ホームページの掲載情報を次のとおり更新しましたので、引き続き相続税 e-Tax の積極的なご利用について、ご理解とご協力をお願いいたします。

掲 載 情 報	掲 載 場 所		
【参考 1】 税理士の皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください	《国税庁ホームページ》 ホーム > 刊行物等 > パンフレット・手引 > 電子申告等関係		
【参考 2】 相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください			
【参考 3】 相続税申告書の代理送信等に関する Q & A	【参考 1】	【参考 2】	【参考 3】
イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）	《e-Taxホームページ》 ホーム > 目的から探す > 利用可能手続 > 相続税申告		

(9) 令和 5 年分相続税の申告書等の様式改訂に関する情報提供について (資産課税部門)

令和 4 年度税制改正により、ワンスオンリーの原則を徹底する観点から国税通則法が改正され、先の納税申告書の提出から税務当局が既に情報として保有している「申告前の課税標準等」又は「更正前の課税標準等」については、修正申告書又は更正の請求書への記載を要しないこととされました。相続税においても、本税制改正に基づき申告書等の様式を改訂しますので、別添 9「令和 5 年分相続税の申告書等の様式改訂」のとおりの情報提供させていただきます。

(10) 相続税の代理送信において納税者の利用者識別番号が不明な場合の変更等届出書の提出について (資産課税部門)

相続税申告の代理送信において、納税者の利用者識別番号が不明な場合には、税理士の皆様が「暗証番号等の再発行」を届出の内容とする「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」（以下「変更等届出書」といいます。）の「参考事項」欄に「相続税申告の委任有」及び「税理士へ連絡希望」と入力の上、当該変更等届出書を e-Tax ソフト又は民間ソフト（国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等）を使用して送信することで、税務署又は業務センターからの変更等届出書の「税理士等」欄に入力のある電話番号に納税者の利用者識別番号を連絡するよう対応します。

なお、上記の対応は、変更等届出書に税理士の皆様の電子署名があることを前提としているため、書面又は「e-Tax の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」により提出された場合は、当該対応の対象外となります。

(注) 今般の対応は、相続税申告における申告期限が間に合わない等の状況を前提としておりますので、納税者の過去の申告書の控えや税務署からの郵送物の確認を依頼するなど、早期に利用者識別番号の把握に努めていただきますようお願いいたします。

(11) 添付書類も含めた e-Tax による提出について (法人課税部門)
法人税関係の申告・申請等につきましては、税理士会の皆様のご協力をいただきまして、高い水準で e-Tax をご利用いただいているところです。誠にありがとうございます。

今後は、これまで添付書類を e-Tax により提出されていない関与先法人の申告がございましたら、添付書類も含めた e-Tax による提出をお願い申し上げます。

なお、添付書類を e-Tax により提出されていない関与先の多い先生につきましては、個別に利用のお願いをさせていただく予定ですのでご承知おきください。

5 県税事務所からの連絡事項

○令和 5 年度個人事業税の定期課税について

8 月 1 日付けで納税通知書を発送しておりますので、お送りした納税通知書に基づき納期限までに納付いただくよう御指導願います。

- ・納税通知書の発送日 令和 5 年 8 月 1 日 (火)
- ・第 1 期納期限 令和 5 年 8 月 31 日 (木)
- ・第 2 期納期限 令和 5 年 11 月 30 日 (木)

納付書表面の地方税統一 QR コードを読み取ることで納付できるスマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイトから、クレジットカード、インターネットバンキングなど様々な納付方法が選択できるほか、便利な口座振替も利用できます。

【添付書類】

「キャッシュレスで便利に」

令和 5 事務年度 熊谷署職員名簿

令和 5 年 8 月 1 日現在

署 長	1	個人第一	9	法人第一	10
坂 主 純 一		◎須 藤 千江子	申告所得税・消費税 (個人事業者) 事務	◎山 口 克 彦	法人税 消費税(法人) 源泉所得税 間接諸税(印紙税 揮発油税等) 事務
		○中 村 智恵美		○内 田 泰 弘	
		野 口 茂		田 口 昇	
副 署 長	2	那 須 明 子		鈴 木 孝	
山 本 真 市		曾 根 原 康		横 田 政 彦	
中 村 修		椎 名 あかね	申告所得税・消費税 (個人事業者) 事務	大 島 栞	法人税 消費税(法人) 源泉所得税 間接諸税(印紙税 揮発油税等) 事務
		田 沼 拓 海		三 浦 可 夏	
		小 暮 康 太		宮 本 豊	
総 務 課	5	熊 谷 孝 太		山之内 夏 帆	
◎小 高 剛 樹	総務事務全般	個人第二	6	栗 野 信 太 郎	8
○岡 本 昌 宏		◎坂 口 和 宏	調査指導等	法人第二	
佐 藤 賢 人		中 原 勉		◎小 林 貞 夫	
吉 原 巧 海		星 野 翼		竹 澤 信 也	
小 倉 将 紀		山 崎 大 地		北 澤 佑 未 子	
		畑 中 裕 介	調査指導等	江 川 紘 太	調査指導等
		西 澤 太 誠		西 野 茉 結	
管理運営第	8			横 山 達 也	
◎新 井 洋 樹	内部事務			若 林 圭 伍	
○小 池 雪 雄				篠 塚 陽 菜	
高 橋 明 博		個人第三	7	法人第三	6
里 淳 司		◎土 田 信 治	調査指導等	◎佐 藤 智 之	調査指導等
増 田 明 子		佐 藤 弘 之		谷 口 信 夫	
塚 本 智 子		藤 田 知 温		柴 田 隆 幸	
飯 野 さやか		成 川 遥		國 木 宏 明	
大 森 紀 子		富 澤 和 真		芹 澤 亮 樹	
		永 井 稔 実	調査指導等	上 田 紘 十 朗	7
		田 邊 欽 騎			
管理運営第三	8			法人第四	
◎染 谷 陽 子	内部事務			◎大 竹 明	調査指導等
吉 田 恵 子		審理専門官	1	内 山 光 広	
倉 上 真 美		◎松 村 英 樹	審理(所得税等) 事務	原 満 里 子	
内 藤 真 吾				木 本 卓 磨	
根 岸 幸 次		資産	8	佐 藤 礁 吾	
平 野 晶 久		◎大 島 保	相続税・贈与税 申告所得税 (譲渡所得) 事務	藤 原 由 宇	8
米 山 諒 子		榎 広 曉		水 道 太 基	
原 田 梓		川 原 裕 道		酒類指導官	
徴収特官	2	堀 内 香 織		◎若 林 伸 茂	酒税・免許事務
◎坂 原 正 則	滞納処分等	内 海 萌 子		○山 田 智 生	
城 田 圭 一		石 井 奈 々	調査指導等	光 井 裕 之	
		山 田 朋 代		鯨 井 陽 子	
		土 江 拓 実		山 田 圭 介	
徴収	6			渋谷 侑 右	
◎小 山 祐 司	滞納処分等	法人特官	6	中 島 健 太	4
中 野 忠		◎羽 鳥 圭 介	調査指導等	山 口 統	
黒 澤 義 一		◎鈴 木 裕 治		(調査検査担当)	
平 田 有 美		◎山 形 秀 之		◎古 澤 義 輝	調査指導等
櫻 井 峻 太		竹 節 守 弘		長 谷 川 頸 司	
木 村 蓮		亀 崎 涉 吾		梨 本 稔	
個人特官	3	中 村 友 洋	調査指導等	大 塚 光	2
◎金 子 正 巳	調査指導等			酒類調整官	
◎鶴 田 健 二				◎横 山 和 之	
増 田 裕 允				小 野 貴 央	

※◎…総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類調整官 ○…課長補佐・連絡調整官・総括上席

令和5事務年度における広域運営等対象署一覧表【茨城県】（税理士周知用）

	総合	開発	個						人				資				法												人				酒	徴				一 般 徴 収 担 当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			特別国税調査官	特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	審理専門官	不服	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	審理専門官	源泉	法人	源泉	海外取引専門担当者	情報技術専門官	特別調査情報官	源泉特別調査担当	間接税調査・審理担当者	審理専門官	不服	一般・源泉調査担当	酒類指導官		特別国税徴収官	特別国税徴収官	審理	特別国税徴収官		審理専門官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
水戸	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。

- 機動官は県下全域を広域運営する。
- 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。
- 水戸署の酒類指導官は、調査・検査関係事務に関して、県下全域を広域運営する。

令和5年事務年度における広域運営等対象一覧表【栃木県】(税理士周知用)

[illegible]

(注) 1 ●は広域運送中心署の特宣等、○は広域運送していない特宣等、◎は開発特宣付として併任する機動宣を示す。

- 2 機動官は県下全域を広域運営する。
- 3 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。
- 4 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

令和5事務年度における広域運営等対象署一覧表【群馬県】（税理士周知用）

総合	開発	個					資				法										人		酒	徴				一般徴収担当					
		特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	審理専門官	特別調査班	機動官	消費税専門官	消費税専門担当者	国際税務専門官	国際税務専門官	海外取引専門担当者	情報技術専門官	特別調査情報官		源泉特別調査担当	間接諸税調査・審理担当者	審理専門官	特別国税徴収官		特別国税徴収官	特別国税徴収官	審理	特別国税徴収官	特別国税徴収官
前橋	●	●	◎	◎	●	●	●	●	●	●	◎	浦和	浦和	◎	浦和	浦和	◎	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高崎	前橋	●	●	●	○	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋
桐生	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋
伊勢崎	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋
沼田	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋
館林	前橋	前橋	●	●	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋
藤岡	前橋	高崎	高崎	高崎	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋
富岡	前橋	高崎	高崎	高崎	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋
中之条	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。

- 機動官は県下全域を広域運営する。
- 高崎署法人特官のうち、広域事務処理担当は栃木県下全域、群馬県下全域、新潟県下全域及び長野県下全域を広域運営する。
- 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。
- 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

令和5事務年度における広域運営等対象署一覧表【埼玉県】（税理士周知用）

総合	開発	個			人			資			産			法										人			酒	徴			一 般 徴 収 担 当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	審理専門官	一般調査担当	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	機動官	消費税専門官	消費税専門担当者	国際税務専門官	国際税務専門担当者	海外取引専門担当者	情報技術専門官	特別調査情報官	源泉特別調査担当		間接課税調査、審理担当者	審理専門官	一般・源泉調査担当		特別国税徴収官	特別国税徴収官	特別国税徴収官	審理専門官	特別国税徴収官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川越	大宮	●	●	●	●	大宮	浦和	●	●	●	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。

2 機動官は県下全域を広域運営する。ただし、大宮署の開発特官付として併任する機動官は、大宮署の開発特官の広域運営とする。

3 浦和署の法人特官のうち、特命担当（1名）は全管を広域運営する。

4 春日部署の法人特官のうち、広域事務処理担当は、茨城県下全域及び埼玉県下全域を広域運営する。

5 消費税専門官のうち、川越、川口、西川口、浦和、大宮、春日部及び越谷署は、埼玉県下全域を広域運営する。

6 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。

7 熊谷署の酒類指導官は、調査・検査関係事務に關して、県下全域を広域運営する。

8 浦和署の個人特官のうち2名は、消費税担当として全管を広域運営する。

令和5事務年度における広域運営等対象署一覧表【長野県】（税理士周知用）

総合	開発	個						人				資				産				法								人				酒	徴				収																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当者	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	審理専門官	不服	一般調査担当者	特別国税調査官	法人	源泉	特別調査班	機動官	消費税専門官	消費税専門担当者	国際税務専門官	源泉	海外取引専門担当者	情報技術専門官	特別調査情報官	源泉特別調査担当者	間接諸税調査、審理担当者	審理専門官	不服		一般・源泉調査担当者	酒類指導官	特別国税徴収官	特別国税徴収官	特別国税徴収官	審理専門官	一般徴収担当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
長野	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	浦和	浦和	／	大宮	大宮	／	／	浦和	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。

2 機動官は県下全域を広域運営する。

3 法人審理専門官(不服)の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。

4 松本署の酒類指導官は、調査・検査関係事務に関して、県下全域を広域運営する。

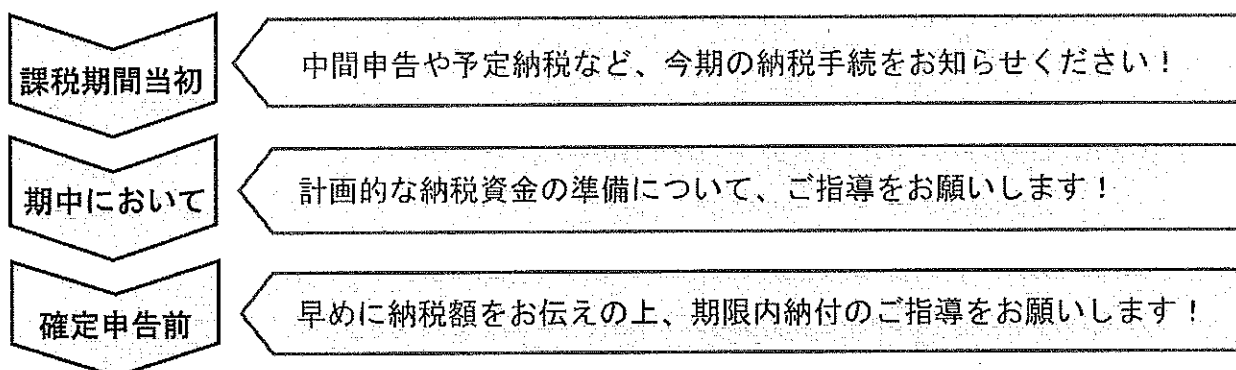
5 小規模署(対象署)と近隣署(中心署)の管内を一つの広域エリアと位置付けた署の一般徴収担当は、広域エリア内の滞納整理事務を行う。

6 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



課税期間の当初における納付指導

□ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。1 期分は 7 月 31 日、2 期分は 11 月 30 日が納期限です。

□ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

□ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

□ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏 面 に 続 く



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

☐ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

☐ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

☐ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期 限 内 に 納 税 が 難 し い 場 合 は ・ ・ ・

期限内納付が困難な場合の納付指導

☐ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

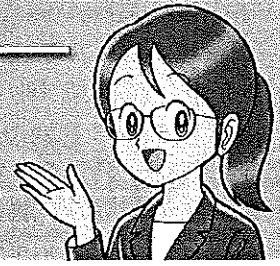
☐ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

消費税及び地方消費税の 納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です^(注1)。

基準期間^(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和2年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和4年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者となります。

↓↓↓↓↓↓ 期限内納付のために ↓↓↓↓↓↓

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に向けて、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%) となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和4年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税の申告が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>



国税庁 消費税

検索

便利な
納付方法は
裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)をご利用ください!

インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



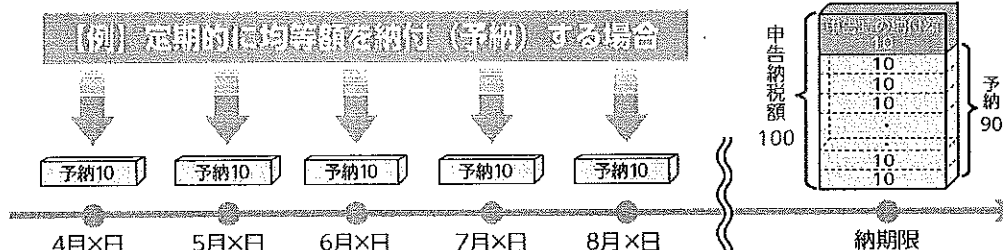
詳しくはこちら→

■ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を税務署又は金融機関に提出してください。

提出に当たっては、振替依頼書をオンライン(e-Tax)で提出していただくか、書面の振替依頼書(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中旬申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中旬申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

※軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。



詳しくはこちら↑

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。【受付時間】8:30～17:00(土日祝除く)



詳しくはこちら↑

中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の 確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

- 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。
 - 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。
- ※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

◎ 中間申告額の納付についてのご注意

- 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。
- 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。
- 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。



国税庁

法人番号 7000012050002

R1.11

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

 令和 年 月 日 税務署長殿		届出者	(フリガナ) 納 税 地	(—) (電話番号 — —)	
			(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地	(—) (電話番号 — —)	
			(フリガナ) 名 称 (屋号)		
			法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
			(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	印	
			(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所	(電話番号 — —)	
下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。					
①	適用開始中間 申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
③	②の直前の 課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	④	③の課税期間 における 確定消費税額	円
⑤	月 数 按 分 (④ × 6 / ③の月数)				円
参考事項		税理士 署 名 押 印		印 (電話番号 — —)	

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門 番号		番号 確認		通 信 日 付 印	確 認 印
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。
 (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm)

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎ 確定申告（納期限）前の納付指導

- ☐ 1 納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。
- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
 - ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。
- ☐ 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。
- ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

- ☐ 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。
- ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。
- ☐ 4 納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。
- ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
 - ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。
- ☐ (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。
- ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
 - ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（税の情報・手続・用紙→納税・納税証明書手続→納税に関する総合案内（3. ②猶予制度の概要・申請方法））から入手できます。
- ☐ (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね3月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄（納税者が記載してください）

氏名（名称）		住所（所在）	
課税期間	年 月 日～ 年 月 日	税 目	税 税額 円
1 期限内に納付可能な金額	円（納付予定日 年 月 日）		
2 残額についての納付計画	円（納付予定日 年 月 日）		
	円（納付予定日 年 月 日）		

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。

予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

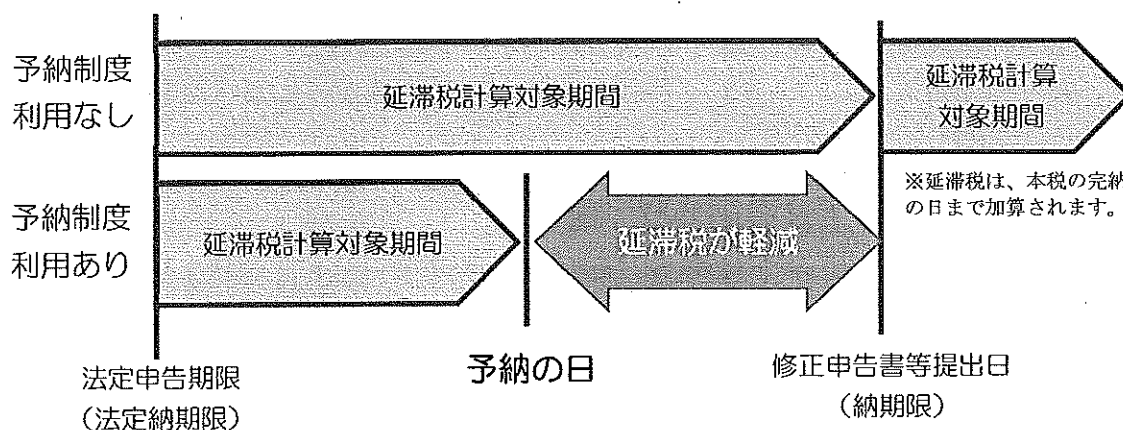
予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
- 2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。



国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号

()

氏名又は法人名

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分 (事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
			円	
予 納 す る 理 由	(令和 年 月 日 申告書等提出予定)			

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます（充当した後の残額については還付されます。）。

《記載例》

国税の予納申出書

令和 年 月 日

収受印

所轄の税務署名を書いてください。

〇〇 税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所(所在地)

住所(又は居所)、電話番号、
氏名(又は法人名)を書いてください。

T市〇〇町〇—〇

電話番号

×××(△△△)〇〇〇〇

氏名又は法人名

国税 太郎

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分(事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
消費税及び 地方消費税	令〇.〇.〇~ 令〇.〇.〇 修正申告	令〇.〇.〇	円 1,234,500	
予 納 す る 理 由	(令和 〇年 〇月 〇日申告書等提出予定) 予納する理由を書いてください。 (例) 修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したため。			

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前(納期限前)に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます(充当した後の残額については還付されます。)

関 局 徴 徴 2 - 1 4

関 局 徴 管 2 - 1 0 1

令 和 5 年 7 月 3 日

関東信越税理士会

会長 大山 博之 殿

関東信越国税局 徴収部

徴収課長 小林 全 (認印省略)

猶予の申請手續に関するお知らせ

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税当局では、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な納税者の方からの納税の猶予等の申請については、これまで、別紙1のリーフレットに記載のとおり、添付資料の提出を省略できるなど、手續を簡略化する対応を行ってきたところです。

一方、本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことなどを踏まえ、本年7月1日以降の猶予申請につきましては、従前と同様の取扱いとすることといたしました。

また、猶予制度に関するリーフレットにつきましても、従前のものを使用することといたしましたので、併せて、別紙2のとおり御案内いたします。

なお、申請の際にご提出いただく具体的な資料など、猶予の申請手續に関する詳細につきましては、以下のとおり国税庁ホームページにも掲載しております「猶予の申請の手引」を参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(ご参考) 国税庁ホームページにおける掲載場所

- ・別紙2リーフレット

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/zeirishi/annai/pdf/005.pdf>

- ・猶予の申請の手引

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/yuyo-tebiki/30pdf/00.pdf>

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶 予 制 度 が あ り ま す

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件の全てに該当するときは、原則として 1 年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要 件 （ 申 請 に よ る 換 価 の 猶 予 ）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から 6 か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから 6 月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第 151 条）の適用を受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内 容 （ 猶 予 が 認 め ら れ る と ）

- ① 原則として 1 年間納税が猶予されます（状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年 8.7% → 軽減後 年 0.9%（令和 5 年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第 151 条の 2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情に該当する場合は、それぞれの金額について、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

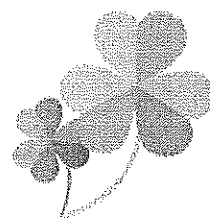
※ 納税の猶予が認められる金額は、国税を一時に納付することができない金額に限られます。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価格等に相当する金額
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、医療費や治療等に付随する費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。**
（注）通常 年 8.7% → 軽減後 年 0.9%（令和5年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。 [e-Taxソフト（SP版）]
- 「猶予申請書」は、**スマホやタブレットからe-Taxソフト**で、作成・提出することができますので、ご利用ください。
※ 郵送でも可能です（様式は国税庁HPから入手可能）。
- 収支状況などの確認のため、帳簿や書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の
詳細はこちら



国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると...

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとりの納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

● 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。

「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

● 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

令和5年分相続税の申告書等の様式改訂

令和5年5月 国税庁 資産課税課

別添 9

令和5年分相続税の申告書等の様式改訂

税制改正概要(修正申告書等の記載事項の整備)

- ▶ 令和4年度税制改正により、ワンスオンリーの原則※を徹底する観点から国税通則法が改正され、先の納税申告書の提出により税務当局が既に情報として保有している「申告前の課税標準等」又は「更正前の課税標準等」については、修正申告書又は更正の請求書への記載を要しないこととされた。
 - ※ 「ワンスオンリーの原則」は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(基本原則)の一つとして明確化されており、具体的には、一度提出した情報は、二度提出することを不要とするもの。
 - ▶ 最終的な納付税額又は還付税額を算出する過程において必要な情報である「納付すべき税額」又は「還付金の額に相当する税額」については、引き続き、修正申告書又は更正請求書に記載することとされた。
 - ▶ これに伴い、相続税の申告書及び更正の請求書の様式改訂を予定している。
- (注) 上記の改正は、令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税(課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税)に係る修正申告書又は更正の請求書について適用されることとしており、相続税は令和5年1月1日以後の相続開始分から適用される(令和4年分以前は、従前どおりの取扱いとなる。)。

【様式改訂の主な内容】

- ・ 国税通則法の改正に伴い、修正申告前及び更正の請求前の課税標準等については、記載不要とする。
- ・ 修正申告に必要な項目・様式は、当初申告書様式に追加し、令和5年分以降、修正申告書様式を廃止する。
- ・ 修正申告前及び更正の請求前の税額については、引き続き、記載を求めることとなるため、申告書第1表及び更正の請求書次第葉に当該項目を新設する。
- ・ 申告書第1表及び更正の請求書次第葉については、税額控除の内訳項目(未成年・障害者・相次相続・外国税額)を申告書第8の8表及び更正の請求書次第表7に移動する。

※ 今後、7月上旬に改訂様式を国税庁ホームページに掲載。e-Taxの受付開始は、令和5年9月19日(火)になります。

○ ○ 相続税の申告書第1表改訂イメージ

※4月末時点の改訂イメージであります。に留意願います。

[illegible]

レイアウト修正 項目の追加

○ 相続税の申告書第8の8表改訂イメージ

※4月末時点の改訂イメージであることを留意願います。

納税猶予税額の内訳書

受贈者人

第8の8表(平成31年1月分以降用)

「1 税額控除額」が追加されるため、「2 納税猶予税額」の表題を追加

受贈者人	氏名	生年月日	住所	関係	1 税額控除額	2 納税猶予税額	合計
1	受贈者人				0.00	0.00	0.00
2	受贈者人				0.00	0.00	0.00
3	受贈者人				0.00	0.00	0.00
4	受贈者人				0.00	0.00	0.00
5	受贈者人				0.00	0.00	0.00
6	受贈者人				0.00	0.00	0.00
7	受贈者人				0.00	0.00	0.00
8	受贈者人				0.00	0.00	0.00
9	受贈者人				0.00	0.00	0.00
10	受贈者人				0.00	0.00	0.00
11	受贈者人				0.00	0.00	0.00
12	受贈者人				0.00	0.00	0.00
13	受贈者人				0.00	0.00	0.00
14	受贈者人				0.00	0.00	0.00
15	受贈者人				0.00	0.00	0.00
16	受贈者人				0.00	0.00	0.00
17	受贈者人				0.00	0.00	0.00
18	受贈者人				0.00	0.00	0.00
19	受贈者人				0.00	0.00	0.00
20	受贈者人				0.00	0.00	0.00
21	受贈者人				0.00	0.00	0.00
22	受贈者人				0.00	0.00	0.00
23	受贈者人				0.00	0.00	0.00
24	受贈者人				0.00	0.00	0.00
25	受贈者人				0.00	0.00	0.00
26	受贈者人				0.00	0.00	0.00
27	受贈者人				0.00	0.00	0.00
28	受贈者人				0.00	0.00	0.00
29	受贈者人				0.00	0.00	0.00
30	受贈者人				0.00	0.00	0.00
31	受贈者人				0.00	0.00	0.00
32	受贈者人				0.00	0.00	0.00
33	受贈者人				0.00	0.00	0.00
34	受贈者人				0.00	0.00	0.00
35	受贈者人				0.00	0.00	0.00
36	受贈者人				0.00	0.00	0.00
37	受贈者人				0.00	0.00	0.00
38	受贈者人				0.00	0.00	0.00
39	受贈者人				0.00	0.00	0.00
40	受贈者人				0.00	0.00	0.00
41	受贈者人				0.00	0.00	0.00
42	受贈者人				0.00	0.00	0.00
43	受贈者人				0.00	0.00	0.00
44	受贈者人				0.00	0.00	0.00
45	受贈者人				0.00	0.00	0.00
46	受贈者人				0.00	0.00	0.00
47	受贈者人				0.00	0.00	0.00
48	受贈者人				0.00	0.00	0.00
49	受贈者人				0.00	0.00	0.00
50	受贈者人				0.00	0.00	0.00
51	受贈者人				0.00	0.00	0.00
52	受贈者人				0.00	0.00	0.00
53	受贈者人				0.00	0.00	0.00
54	受贈者人				0.00	0.00	0.00
55	受贈者人				0.00	0.00	0.00
56	受贈者人				0.00	0.00	0.00
57	受贈者人				0.00	0.00	0.00
58	受贈者人				0.00	0.00	0.00
59	受贈者人				0.00	0.00	0.00
60	受贈者人				0.00	0.00	0.00
61	受贈者人				0.00	0.00	0.00
62	受贈者人				0.00	0.00	0.00
63	受贈者人				0.00	0.00	0.00
64	受贈者人				0.00	0.00	0.00
65	受贈者人				0.00	0.00	0.00
66	受贈者人				0.00	0.00	0.00
67	受贈者人				0.00	0.00	0.00
68	受贈者人				0.00	0.00	0.00
69	受贈者人				0.00	0.00	0.00
70	受贈者人				0.00	0.00	0.00
71	受贈者人				0.00	0.00	0.00
72	受贈者人				0.00	0.00	0.00
73	受贈者人				0.00	0.00	0.00
74	受贈者人				0.00	0.00	0.00
75	受贈者人				0.00	0.00	0.00
76	受贈者人				0.00	0.00	0.00
77	受贈者人				0.00	0.00	0.00
78	受贈者人				0.00	0.00	0.00
79	受贈者人				0.00	0.00	0.00
80	受贈者人				0.00	0.00	0.00
81	受贈者人				0.00	0.00	0.00
82	受贈者人				0.00	0.00	0.00
83	受贈者人				0.00	0.00	0.00
84	受贈者人				0.00	0.00	0.00
85	受贈者人				0.00	0.00	0.00
86	受贈者人				0.00	0.00	0.00
87	受贈者人				0.00	0.00	0.00
88	受贈者人				0.00	0.00	0.00
89	受贈者人				0.00	0.00	0.00
90	受贈者人				0.00	0.00	0.00
91	受贈者人				0.00	0.00	0.00
92	受贈者人				0.00	0.00	0.00
93	受贈者人				0.00	0.00	0.00
94	受贈者人				0.00	0.00	0.00
95	受贈者人				0.00	0.00	0.00
96	受贈者人				0.00	0.00	0.00
97	受贈者人				0.00	0.00	0.00
98	受贈者人				0.00	0.00	0.00
99	受贈者人				0.00	0.00	0.00
100	受贈者人				0.00	0.00	0.00

注1 上記1～7が相続税の納税義務者である。8～10が相続税の納税義務者でない。11～13が相続税の納税義務者でない。14～16が相続税の納税義務者でない。17～19が相続税の納税義務者でない。20～22が相続税の納税義務者でない。23～25が相続税の納税義務者でない。26～28が相続税の納税義務者でない。29～31が相続税の納税義務者でない。32～34が相続税の納税義務者でない。35～37が相続税の納税義務者でない。38～40が相続税の納税義務者でない。41～43が相続税の納税義務者でない。44～46が相続税の納税義務者でない。47～49が相続税の納税義務者でない。50～52が相続税の納税義務者でない。53～55が相続税の納税義務者でない。56～58が相続税の納税義務者でない。59～61が相続税の納税義務者でない。62～64が相続税の納税義務者でない。65～67が相続税の納税義務者でない。68～70が相続税の納税義務者でない。71～73が相続税の納税義務者でない。74～76が相続税の納税義務者でない。77～79が相続税の納税義務者でない。80～82が相続税の納税義務者でない。83～85が相続税の納税義務者でない。86～88が相続税の納税義務者でない。89～91が相続税の納税義務者でない。92～94が相続税の納税義務者でない。95～97が相続税の納税義務者でない。98～100が相続税の納税義務者でない。

名称変更:「税額控除額及び納税猶予税額の内訳書」

1 税額控除額

この欄は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「他・他以外」の税額控除額(⑤)欄に記入する金額の計算のために使用します。

控除の種類	氏名	氏名	氏名
未成年者控除額 (第5表1②、③又は④)	①		
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	②		
相次相続控除額 (第7表②又は③)	③		
外国税額控除額 (第8表1③)	④		
合 計 (①+②+③+④)	⑤		

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表の人の「他・他以外」の税額控除額(⑤)欄に転記します。

税額控除のうち次の項目

- を第1表から移動
- ・未成年者控除額
- ・障害者控除額
- ・相次相続控除額
- ・外国税額控除額

「2 納税猶予税額」欄を4名分から2名分に変更

○ 相続税の申告書(令和5年1月分以降用)の主な改訂内容

No.	様式	主な改訂内容
1	第1表	修正申告書として利用できるようレイアウト変更、一部税額控除欄の削除・追加
2	第1表(続)	修正申告書として利用できるようレイアウト変更、一部税額控除欄の削除・追加
3	第8の8表	第1表の税額控除欄の一部をこの様式に移動
4	第5表の付表	修正申告書様式を相続税申告様式に変更(内容の改訂なし)
5	修正申告書 ①第1表 ②第1表(続) ③第3表・第8表2 ④第3表(続)・第8表2(続) ⑤第5表の付表 ⑥第8の2表 ⑦第8の2の2表 ⑧第8の3表 ⑨第8の4表 ⑩第8の5表 ⑪第8の6表 ⑫第8の7表 ⑬第8の8表 ⑭第11・11の2表の付表1 ⑮第15表	令和5年分から廃止

※1 4月末時点で整理した改訂内容であることに留意願います。

※2 令和4年度税制改正による国税通則法の改正に伴う主な改訂箇所を掲げております。
したがって、このほかに第1表のレイアウトの変更や令和5年度税制改正に伴う他表の文言変更などの改訂が予定されています。

※4月末時点の改訂イメージであります。留意願います。

名称変更「申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等(相続税)」

「申告(更正・決定)欄」の削除

税額控除のうち次の項目を付表7へ移動

- 未成年者控除額
- 障害者控除額
- 相次相続控除額
- 外国税額控除額

項目の追加(以後、項番ズレ)

⑭・⑬以外の税額控除額(附表7 1⑤)

申告(更正・決定)額欄の削除に伴い、請求前の税額、
税額の減少額等を記載するよう、項目を追加

更正前	② 小計	
更正後	③ 納税額予税額	00
備考	④ 申告納税額(還付の場合は、頭に△を記載)	
	⑤ 小計の減少額(②-③)	△
	⑥ この請求により還付される税額又は納付すべき税額 (還付の場合は、頭に△を記載) (⑤又は⑥)-⑤	

[illegible]

○ 相続税の更正の請求書次葉(相続税-付表7)の改訂イメージ

※4月末時点の改訂イメージであることに留意願います。

次葉

申告に添える課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税-付表7)

〔 相続税の納税額等の適用を受けている人の相続税額等の合計額
の計算用紙表 〕

区	分	課税額
① 農地等納税額予税額		
② 林業等納税額予税額		
③ 特別徴収等納税額予税額		
④ 山林等納税額予税額		
⑤ 医療法人等分給税額予税額		
⑥ 美術品納税額予税額		
⑦ 事業用資産納税額予税額		
⑧ 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		

(注15-1-3-8-A4(改))

名称変更「更正の請求による課税標準等又は税額等
(相続税-付表7)」

「1 税額控除額の計算」が追加されるため、
「2 納税額予税額の計算」に変更。

「申告(更正・決定)欄」の削除

税額控除のうち次の項目を次葉から移動
・未成年者控除額
・障害者控除額
・相次相続控除額
・外国税額控除額

1 税額控除額の計算

区	分	請求額
① 未成年者控除額		
② 障害者控除額		
③ 相次相続控除額		
④ 外国税額控除額		
⑤ 合計 (①+②+③+④)		

(参考)申告(更正・決定)額の項目削除は、以下の様式が対象
・次葉・次葉(相続税-付表1)・次葉(相続税-付表2)・次葉(相続税-付表3)
・次葉(相続税-付表4)・次葉(相続税-付表5)・次葉(相続税-付表6)・次葉(相続税-付表7)

収入証紙制度廃止

2060

見本

キャッシュレスで 便利に!

令和5年10月 キャッシュレス決済開始(予定)

コード決済が
使えるんだ!

令和5年12月末日
証紙の販売終了

令和6年3月末日
証紙の利用終了

私も電子マネーを
使ってみようかな



窓口申請

キャッシュレス決済は2種類

電子申請

窓口でのキャッシュレス端末による支払手続



選べる決済方法

- クレジットカード
- 電子マネー
- コード決済
- デビットカード

「埼玉県電子申請・届出サービス」による
来庁不要の支払手続

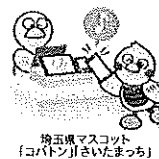


選べる決済方法

- クレジットカード
- ペイジー

※申請時に講習の受講が必要な手続など
については、電子申請が利用できないもの
もあります。

これまで証紙をご利用いただいていた手続については、
原則として現金でのお支払は受付できなくなります。
電子マネーなど身近なキャッシュレス手段をご用意ください。



詳細は順次
コチラに掲載します!

お問合せ 埼玉県出納総務課 TEL. 048-830-5739 MAIL. a5710-14@pref.saitama.lg.jp

彩の国 埼玉県

⚠ 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。



(立替金)

問 92 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。

この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。【令和4年11月改訂】

【答】

貴社が、C社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

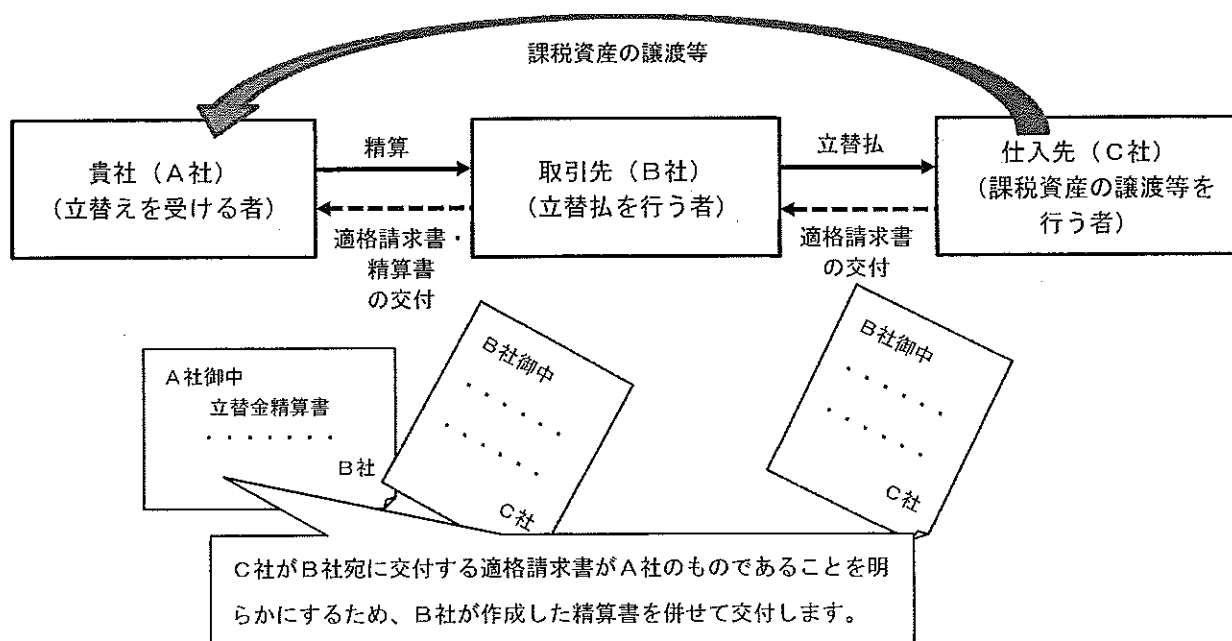
ご質問の場合において、立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（インボイス通達4-2）。

また、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

なお、立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、貴社は、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。この場合、適格請求書及び立替金精算書等の保存は不要となります。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れについては、問101《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合》を、帳簿の記載事項については、問107《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項》をご参照ください。

【立替金の取引図】



(参考) A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替払している場合、原則として、B社はC社から受領した適格請求書をコピーし、経費の支払先であるC社から行った課税仕

入れがA社及び各社のものであることを明らかにするために、B社が作成した精算書を添えるなどし、A社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

しかしながら、立替えを受けた者に交付する適格請求書のコピーが大量となるなどの事情により、立替払を行ったB社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けた適格請求書を保存し、立替金精算書を交付することにより、A社はB社が作成した（立替えを受けた者の負担額が記載されている）立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、立替払を受けたA社等は、立替金精算書の保存をもって適格請求書の保存があるものとして取り扱われるため、立替払を行った取引先のB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか（すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

したがって、立替金精算書に記載する「消費税額等」については、課税仕入れの相手方であるC社から交付を受けた適格請求書に記載された消費税額等を基礎として、立替払を受ける者の負担割合を乗じてあん分した金額によるなど合理的な方法で計算した「消費税額等」を記載する必要があります。また、立替金精算書に記載する複数の事業者ごとの消費税額等の合計額が適格請求書に記載された「消費税額等」と一致しないことも生じますが、この消費税額等が合理的な方法により計算されたものである限り、当該立替金精算書により仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要であるほか、その仕入れ（経費）が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できるよう、立替払を行ったB社とA社の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされているなどの場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

令和5年8月9日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫
副支部長 中 村 武 司
地域長 森 戸 裕
研修部長 林 正 浩

税理士会36時間規定研修

令和5年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 暑さ厳しい日が続いている今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和5年9月6日（水）午前10時45分～午後12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『電子帳簿保存法』
講師 浦和支部 望月 茂先生

バス 午前9時10分 熊谷駅南口
単位 1.5単位

研修資料は8月下旬に、支部ホームページに掲載いたします
8月31日（木）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和5年9月6日の研修会に出席します。

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

第33回学術研究討論会開催のご案内

日 時 令和5年11月20日(月)

13:00~17:00(受付開始時間 12:00)

場 所 大宮ソニックシティ 小ホール

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5

ソニックシティホール2階

(JR大宮駅西口から徒歩約5分)

テ マ 経済成長と税

発 表 茨城県チーム、栃木県チーム、埼玉県チーム

申込方法

① 埼玉県連所属の会員の方は、9月8日(金)までに所属支部の事務局又は調査研究部長にお申し込みください。

② 埼玉県連所属以外の会員の方は、9月15日(金)までに所属県連の事務局にお申し込みください。

その他

① 定員を上回るお申し込みがあった場合は、お断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

② 本年度も学術研究討論会のライブ配信を予定しております。

視聴方法等の詳細については、11月上旬に本会ホームページ(トップページのトピックス)に掲載いたしますので、そちらをご確認ください。

③ 自然災害等により学術研究討論会を中止する場合がございます。

※ 学術研究討論会にご参加いただいた場合には研修受講時間4時間が付与されます。

(連絡先) 関東信越税理士会 業務課 担当: 金子、谷津 TEL 048-643-1661

令和5年度 地方公共団体監査制度基礎研修のご案内

～地方自治制度・地方公共団体の財務と会計・監査の基礎・

地方公共団体の監査制度(従前の「財政健全化法」を含む)～《公益活動対策部》

令和5年11月14日(火)に、日税連主催「令和5年度地方公共団体監査制度実務研修」が開催されますが、実務研修の申し込みには、申し込みの時点で「地方公共団体監査制度基礎研修」を受講していることが条件になります。

これまでに基礎研修を受講していない方が実務研修に申し込みする場合には、令和5年8月23日(水)までに日税連が研修受講管理システムで配信する基礎研修を受講してください。

配信日: 令和3年7月21日から日税連のマルチメディア研修で配信中

※ 研修受講管理システムにログインの上、動画を視聴してください。

内 容: ・地方自治制度(30分)

・地方公共団体の財務と会計(1時間20分)

・監査の基礎(50分)

・地方公共団体の監査制度(従前の「財政健全化法」を含む)(1時間20分)

※ 基礎研修のテキストは、研修受講管理システムに掲載されておりますので、各自ダウンロードの上、ご活用ください。なお、テキストの郵送を希望される場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

※ 基礎研修及び実務研修は、受講されますと一事業年度における36時間の研修受講義務時間に含まれます。

令和5年8月23日(水)までに基礎研修を受講した方には、後日申込書をFAX又は郵送いたします。

(これまでに基礎研修を受講し、実務研修に申し込みを希望する場合には、下記問合せ先までご連絡をお願いいたします。)

恐れ入りますが、実務研修を履修済の方についてはお申し込みいただけませんのでご注意ください)

問 合 せ 先: 関東信越税理士会 業務課 担当: 清水 TEL 048-643-1661

令和5年度成年後見人等養成研修のご案内 《成年後見支援センター》

配 信 日: 令和5年7月3日(月)から日税連のマルチメディア研修で配信中

※ 研修受講管理システムにログインの上、9月29日(金)までに動画を視聴ください。

研修時間等: 下欄の提供教材による18時間の視聴(テキストによる学習を含む)及びレポート審査

※ 養成研修を受講した場合には、一事業年度における36時間の研修受講義務時間に含まれます。

(ただし、テキストによる学習の研修時間を除く)

テキスト代: 1,000円(郵送をご希望の方は、指定口座にご入金をお願いいたします。)

※ 養成研修を受講される方は、養成研修参加申込書にてお申し込みください。後日、テキスト(郵送希望者のみ)及びレポート提出要領等を郵送いたします。

※ ⑩のテキストは、日税連ホームページ(会員専用ページの「データライブラリ」)に掲載されておりますので、各自ダウンロードの上、ご活用ください。なお、テキストの郵送を希望される場合はテキスト代をご入金ください。入金の確認ができ次第、郵送させていただきます。

提供教材 ※ テーマ①～⑩の研修会タイトルは「令和5年度成年後見人等養成研修(1)～(9)」です。

テーマ	研修時間	講師	テーマ	研修時間	講師
①成年後見制度概論	1.5時間	新井 誠氏	⑥法定後見における財産管理の実務	1.5時間	西川浩之氏
②関連法規～民法(成年後見)～	1.5時間	清水恵介氏	⑦支援者の業務～任意後見～	1.5時間	上山浩司氏
③関連法規～民法(代理・契約他)～	2.0時間	清水恵介氏	⑧支援者の業務～権利保護・福祉制度～	1.5時間	星野美子氏
④本人の理解～認知症等の理解～	1.5時間	渡邊 修氏	⑨支援者の業務～成年後見人等の管理・監督～	1.5時間	矢頭範之氏
⑤支援者の業務～身上保護・対人援助～	1.5時間	星野美子氏	※①～④、⑥は、令和4年度教材を使用		
⑩税理士としての関わり[ガイドブック、Q&A]★テキストによる学習	4.5時間				

★⑩については、「税理士のための成年後見ガイドブック」及び「税理士のための成年後見Q&A」のテキストにより各自で学習したものととして、4.5時間の単位を認定いたします。

※ 履修者名簿登載者の方には、更新研修のご案内を個別に郵送いたします。

問 合 せ 先: 関東信越税理士会 業務課 担当: 清水 TEL 048-643-1661

テキスト代振込先

みずほ銀行 大宮支店

普通預金 993964

(口座名義) 関東信越税理士会

養成研修参加申込書

<申込締切日> 8月31日(木)

本紙をコピーの上、下記事項を記入して、FAX又はメールにてお申込みください。

<送付先>

FAX 048-643-1475

メール szej@kzei.or.jp

登録番号

支 部

氏 名

テキストの郵送を

希望する・希望しない

テキスト代送金(予定)日

月 日

令和5年8月9日

関東信越税理士会
熊谷支部会員 各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野 敦夫
福祉共済部長 小林賢一郎

1日研修開催のご連絡(再)

盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先日FAXにてご案内しました1日研修の詳細な行程が決まりましたので再度ご連絡させていただきます。
参加人数をバスの都合上40名とさせていただいておりますが、まだまだ参加枠がございますので、参加できる方は8月25日(金曜日)までに支部事務局までFAXいただけますようよろしくお願いいたします。

記

日時 令和5年9月12日(火曜日)
集合時間 熊谷駅南口(8時40分)、籠原駅南口(9時10分)、深谷駅北口(9時40分)
スケジュール 富岡製糸場見学(10:40～12:00) → 群馬サファリパーク昼食(バーベキュー)・エサやり体験バスツアー(12:15～15:20) → こんにゃくパーク(工場見学・お買い物)(15:30～16:10) → 夕食 高崎市・とうふ料理松島(17:00～18:30) → 深谷駅北口着(19:40) → 籠原駅南口(20:10) → 熊谷駅南口着(20:40)

※補足	群馬サファリパークのバーベキュー会場は、屋根付きテラス席ですので、炎天下や雨天の下でのバーベキューではございません(扇風機もあります)。 また、エサやり体験バスツアーはエアコン付きのバスで周ります。
-----	--

参加費 8,000円を予定してます(当日バスの中で徴収させていただきます)。

支部事務局 TEL 521-3312 FAX 521-9612

9月12日(火曜日)の1日研修に

参加 ・ 不参加 します。

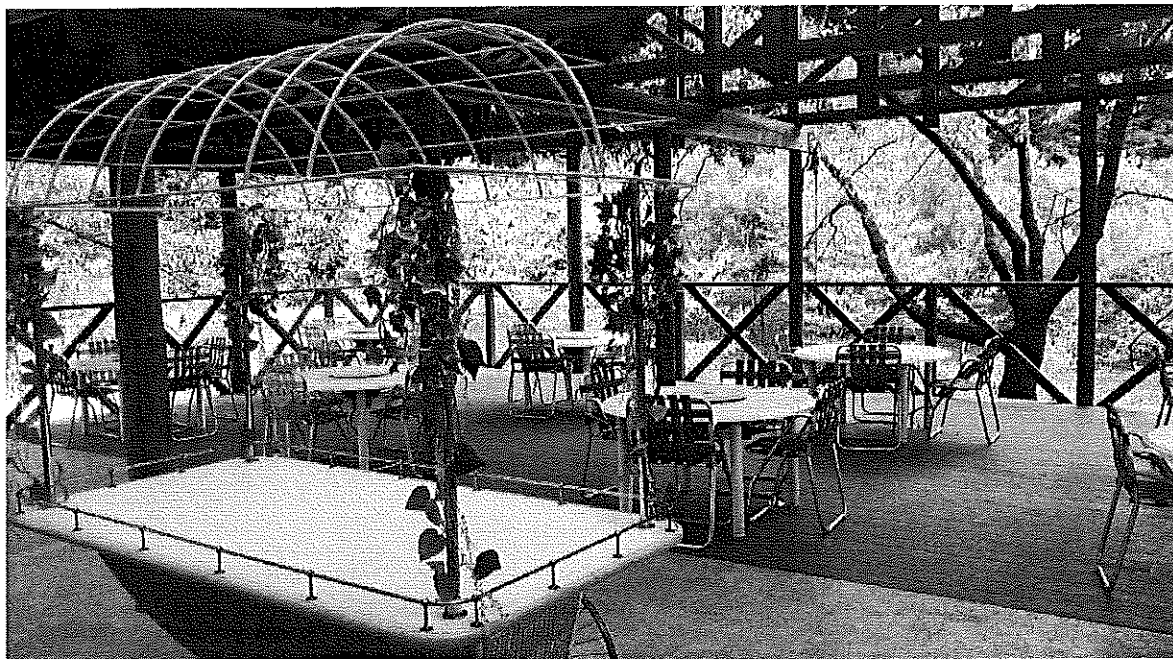
参加できる方 : 希望集合場所

熊谷駅 ・ 籠原駅 ・ 深谷駅

氏名

群馬サファリパーク

バーベキュー会場「サファリテラス」



エサやり体験バスツアー



熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
8月21日(月)	秋池正江	
8月24日(木)	國分和行	
8月28日(月)	小島久幸	
8月31日(木)	小林拓人	
9月4日(月)	須永栄子	
9月7日(木)	堀越雄司	
9月11日(月)	増田俊樹	
9月14日(木)	森嶋秀人	
9月21日(木)	相原信夫	
9月25日(月)	足立修平	
9月28日(木)	石坂哲也	
10月2日(月)	大久保匡志	
10月5日(木)	荻野晴美	
10月12日(木)	熊崎美杉	
10月16日(月)	黒須克仁	
10月19日(木)	小林幹夫	
10月23日(月)	嶋田景太	
10月26日(木)	高岡 洋	
10月30日(月)	武田匡哉	
11月6日(月)	土屋政信	
11月9日(木)	中村文男	
11月13日(月)	西尾裕之	

* コロナのため電話相談になっています。午後1時30分～4時。

* 原則として予約制のため、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください。

税理士国保組合『健康セミナー』（RIZAPウェルネスプログラム）の お知らせと税理士会さまへのご協力のお願いについて

～ 税理士会とその関連団体のさらなる連携の実現に向けて ～

【現状分析】

国保組合

- 医療費の増加
→ 治療より予防、
予防より健康づくり
- 歳出の削減
→ 健康フェスタ（大規模イベント）
から健康セミナー（小規模事業）へ転換

被保険者

- R4健康セミナー参加者 45名
- 特定健診受診率 50.0%
- ジェネリック医薬品使用割合 77%
- コバトン健康マイレージ参加者 193名

税理士会

- 6県連による「健康ハイキング」
の実施
- 支部国保による健康増進事業
- 国保組合のPR事業
- 税理士会会員の国保加入率 約54%

【課題】

- 1 医療費の増加に伴い、歳出の削減・事業の縮小が続く中、
既存事業の活性化を図ることが必要不可欠。
●広く被保険者に対して行う健康情報の提供
●被保険者の自主的な予防・健康づくりのための動機づけ
- 2 少子高齢化が進む中での加入者の獲得・維持
●独自性を活かした事業のPR
●税理士会とその関連団体とのさらなる連携の強化

【健康セミナーのテーマ】

多くの方に、健康のために正しい食事と運動知識・生活習慣を身に付けてもらいたい。

【実施のための主なポイント】

- 開催主体の組織（本部国保・県連国保・支部国保）に合わせた提供方法の選択が可能であること
- 組合が税理士会と連携を可能にする方法の選択が可能であること
- 対面・オンライン・アーカイブ等の多面的コンテンツ提供方法が可能であること
- 誰もが知っているメジャーなコンテンツ提供企業であること
- 健康コンテンツの構成が明確かつ的確であること
- セミナー開催に関する豊富な広報物（パンフレット・リーフレット・冊子・映像等）の提供を受けられること
- 金額もある程度安価であること

【具体的な企画内容】

- 国保組合本部と6県連、62支部に所属する組合員向けに健康セミナーを実施する。
- 税理士会および同県連会長にご相談し、全支部長および全支部国保長に参加勧奨を可能としたい。
- 例）・本部国保は対面形式開催
・県連国保は対面またはオンデマンド形式
・支部国保はオンデマンド形式（支部例会での開催のほか、職場や自宅でも配信期間中いつでも視聴が可能）
- 健康セミナーの受講や支部例会でのオンデマンド視聴について、税理士研修制度の受講時間とすることができると検討したい。

【開催内容】※別紙参照

令和5年6月14日現在

- 講師 RIZAP株式会社
- テーマ RIZAPウェルネスプログラム 導入編
（「運動・食事・メンタル」のRIZAPメソッドの
基礎と習慣化の秘訣を学べるセミナー）
- 所要時間 90分（講義60分+運動30分）
（オンデマンド形式の場合はおよそ50分）
- 対面形式会場
国保組合 保健センター
・令和5年11月18日（土） 10時～12時
- オンデマンド形式
・令和5年11月13日（月）から
令和5年12月10日（日）まで ※期間内はいつでも視聴可能

【主なスケジュール】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
実施内容の選定 （実施内容と方法について検討）								
関連団体等への広報実施								
支部国保長研修会					★8/23			
国保だより9月号					★9/1			
参加者募集								
健康セミナー実施 （事務局・各県連）							★11/18（事務局）	
オンデマンド配信								

令和5年度 税理士国保組合『健康セミナー』のご案内

開催方法	対面形式 (開催場所に來場するもの)	オンデマンド形式 (動画配信を視聴するもの)
セミナーの内容 	R I Z A P ウェルネスプログラム【導入編】 (RIZAP 式目標設定の方法や、生活習慣の改善に向けて、「運動・食事・メンタル」の RIZAP メソッドの基礎と習慣化の秘訣を学べるセミナー)	
開催日時	令和5年11月18日(土) 10:00~12:00	令和5年11月13日(月) から 令和5年12月10日(日) まで
所要時間	講義60分 運動30分 その他	50分程度
開催場所	国保組合 保健センター	期間中であればいつでもどこでも 何度でも視聴可能 (パソコン・スマートフォン等の インターネット環境が必要)
参加対象者	●関東信越税理士会会員の税理士とその家族 ●上記の税理士事務所に勤務する職員とその家族 ●関東信越税理士会・県連・支部等の事務局職員とその家族 ※国保組合加入を問わず、ご参加いただけます。	
定員	70名	制限なし
参加費	無料	無料 ※視聴にかかる通信費等は、視聴される 方のご負担となります。
委託業者	R I Z A P(株)	
募集期間	令和5年 9月 1日(金) から 令和5年10月 6日(金) まで	令和5年 9月 1日(金) から 令和5年11月30日(木) まで
募集方法	●組合ホームページ ●国保だより9月号 に、参加申込フォームのURL・QRコードをご案内します。 ※ご登録されたメールアドレス宛に「視聴URL」を送付いたします。	
その他	●事前登録にて、メールアドレスの登録が必要となります。 ●なるべく動きやすい服装で受講ください。 ●対面・オンデマンド両方の参加も可能です。 ●プログラム内容等が変更になる場合があります。	

※「R I Z A P ウェルネスプログラム」は、大幅な減量やハードなトレーニングを目的としたものではありません。健康づくりのきっかけとしてお気軽にご参加ください。

令和5年度 健康セミナー

関東信越税理士
国民健康保険組合

× RIZAP タイアップ企画



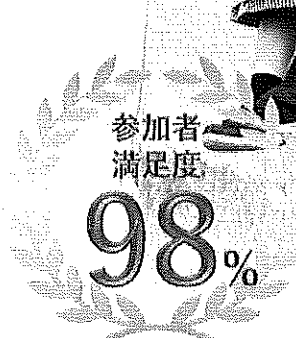
RIZAP ウェルネスプログラム 【導入編】

RIZAPメソッドの基礎である食事の知識と運動、
健康習慣を定着するための秘訣を伝授



★このような方におすすめです

- ・生活習慣を振り返りたい方
- ・健康的な食事の知識を身に付けたい方
- ・日常生活で気軽にできる運動を身に付けたい方
- ・目標設定の効果的な方法を身に付けたい方
- ・健康習慣を定着させるための秘訣を伝授



20代女性

50代女性

30代男性

良い気分転換になった！
良い運動になった！
楽しくトレーニング出来た！
あっという間の90分だった！

家族と一緒に参加できました

食事も運動も、すぐに実践
できそうなので、明日から
実践したい

開催方法	対面形式 (開催場所に来場するもの)	オンデマンド形式 (動画配信を視聴するもの)
開催日時	令和5年11月18日(土) 10:00~12:00	令和5年11月13日(月) から 令和5年12月10日(日) まで
所要時間	講義60分 運動30分 その他	50分程度
開催場所	国保組合 保健センター	期間中であればいつでもどこでも何度でも視聴可能 (パソコン・スマートフォン等のインターネット環境が必要)
参加対象者	●関東信越税理士会会員の税理士とその家族 ●上記の税理士事務所に勤務する職員とその家族 ●関東信越税理士会・県連・支部等の事務局職員とその家族 ※国保組合加入を問わず、ご参加いただけます。	
定員	先着 70名	制限なし
参加費	無料	無料 ※視聴にかかる通信費等は、視聴される方のご負担となります。
募集期間	令和5年 9月 1日(金) から 令和5年10月 6日(金) まで	令和5年 9月 1日(金) から 令和5年11月30日(木) まで
募集方法	組合ホームページにご案内する参加申込フォームよりお申込みください。 ※メールアドレスの登録が必要となります。	

健康こそ財産！

【お申込・お問合せ】

関東信越税理士国民健康保険組合
保健事業係 辻本・大竹

TEL : 048-631-2211 (音声案内3)

FAX : 048-644-3030

Mail : info@ka-z-kokuho.or.jp

埼税協熊谷地域 8 月例会

令和 5 年 8 月 9 日 (水)

<会務報告>

令和 5 年 7 月 14 日 (金) 熊谷地域・朝日生命 VIP 代理店業務推進協議会
17:00～ いづみ寿司

令和 5 年 7 月 19 日 (水) 熊谷地域・日本生命業務推進会議
17:00～ はっかい

令和 5 年 7 月 23 日 (日) 第 4 回常務理事会・第 2 回地域長会
13:30～ ホテル木暮

令和 5 年 7 月 25 日 (火) 全税共業務推進会議
15:30～ パレスホテル大宮

<提携企業インフォメーション>

- ・大同生命保険
- ・オリックス生命保険
- ・日本生命